

DG113  
9

我國及英·米·佛·獨各國  
相續稅贈與稅ノ比較研究  
國政研究會  
国立国会図書館



\*0031313000\*

0031313-000

DG113-9

我国及英·米·仏·独各国相續  
稅贈与稅ノ比較研究

国政研究会

1939. 1

AEB

27H18

27H-18

我國及英、米、佛、獨各國相續稅贈與稅ノ比較研究

立憲民政黨  
政務調查館

14.2.13

昭14  
A  
26

昭和十四年一月十九日

昭14  
A  
26

國  
政  
研  
究  
會

DG113

9



82W16879

# 我國及英米佛獨國相續稅贈與稅ノ比較研究

緒言

本編中外國ニ於ケル税法ノ綱要ハ大蔵省主税局企畫課編纂ニ係ル各國租税制度摘要ニ依タノデアアルガ、同書ハ税法ノ概要ヲ記述シタダケテ條文、細目等ハ省略シアル爲メ、我國法トノ比較研究上遺憾ノ点ガ尠クナク從テ本編ノ内容ハ甚ダ不備デハアルガ其中ノ一片デモ税法研究上ノ参考トナルコトヲ得レバ幸デア

附言

一、税法ノ摘要ハ我國ハ昭和十三年四月現在ニ依リ、外國ハ

昭和十二年四月現在ノモノデアル。  
 二、伊國ハ参考書ニ記述ガ無イカラ省イタ

# 目 録

一、税 目	一頁
二、相續税（遺産税、遺産取得税）	六
(1)、課税客体	六
(2)、控 除	一五
(3)、課税最低限	二三
(4)、納税義務者	二六
(5)、税 率	二八
(6)、課税方法	三六
三、贈 與 税	四〇
(1)、課税客体	四〇
(2)、控 除	四七

Ⅰ、課税最低限……………四九頁  
 Ⅱ、納税義務者……………五〇  
 Ⅲ、税率……………五一  
 Ⅳ、課税方法……………五三

# 一、税目

相續税	日
家督相續税	英
遺産相續税 <small>（一部、贈與税ヲ含ム）</small>	米
遺産相續税 <small>（根幹産税）</small>	佛
贈與税	獨
遺産相續税 <small>（補完税）</small>	
贈與及目的出捐ニ對スル課税ヲ含ム	

## 立法ノ建前及概評

英國ニ於テハ遺産税ヲ根幹トシテ遺産ヲ一括シテ（一部、贈與ヲ含ム）課税シタル上更ニ之ヲ補完スル爲メ現實ニ遺産ヲ取得シタル者ニ遺産取得税ヲ課スル建前ヲ採リ、米國ニ於テハ遺産税ニ依ル

コトハ英國ト同様デアルガ遺産取得税ハ無ク贈與税ヲ以テ補完  
スルノデアリ、佛、獨ノ二國ハ遺産税ハ之ヲ採入レズ(從前課税シ  
タガ)遺產取得税(名目ハ相続税)ト贈與税トヲ可立シ(獨國ハ目的出  
産止シタ)テ居ル。我國ニ於テハ歐米各國ノ立國ノ基礎ガ個人單位デアリ  
財産相続ニ於テモ個人主義ヲ採レルト異ナリ、傳統ノ古イ家族  
制度ニ鑑ミ家ヲ單位トスル家督相続ガ法制ノ上ニ採入レラレテ  
居ル關係カラ、相続税ニ於テモ家督相続ト遺産相続トヲ介チ前者ニハ輕課  
シ後者ニハ稍重課スル法制デアツテ、課税ノ實質ハ遺産税ト遺  
産取得税トヲ折衷シタトデモ謂フベキ建前トナツテ居ル外ニ一  
部ノ贈與税(名義ハ相続税デアルガ)ヲ設ケテアル。  
相続ニ付テハ各國固有ノ傳統ガアリ社會經濟ノ事情ガ夫々異ツ  
テ居ル等ノ關係カラ相続税ノ建前モ亦一樣デハナイガ、現在歐  
米主要國ニ於テハ大体遺産税及相続財産取得税ノ兩者ヲ取り入

レテ居ルカ又ハ其一方ノミニ依テ居ルカニ介レテ居ル。英國ニ  
於ケル遺産税ガ相続ノ開始ニ因ル財産ノ移轉ヲ捕捉スル移轉税  
デアアルカ又ハ被相続人ノ生前ニ於テ課スベカリシ財産税ヲ死亡  
ノ時ヲ捉エテ一時ニ課セントスル財産税ノ一種デアアルカ等其性  
質ニ付テハ暫ク措キ、英國ニ於テハ被相続人ノ財産ハ必ず遺産  
管理人ノ手ニ移リ清算サレテ各帰属者ニ移轉スル相続制度デア  
アツテ、獨國等ノ如ク相続ノ開始ニ依リテ相続人ニ移轉スルト  
ハ異ツテ居ルノデ如何ナル相続人が幾何ヲ相続ニ因ツテ取得ス  
ルカヲ考慮セズ、簡單ニ遺産總額ヲ柳ヘテ課税シ得ル為メ發達  
シタノデアアラウガ、一面ニハ大ナル欠点ガアル。即チ當然考慮  
ニ入レラルベキ被相続人ト相続人トノ統柄ノ遠近ガ斟酌サレナ  
イコト、受遺者及法定ノ生前受贈者ハ負担ヲ免レテ何等利益ヲ  
得ザル相続人ノ負担ニ歸セシムル等デアアル(課税率、税率ノ部參

照)、獨國等ニ於テ遺產稅ヲ捨テ、相続財産取得稅ニ進ミツ、アルハ當然ノコト、思ハレル。ソレハ相続財産取得稅ニ於テハ實質的財産ヲ取得スルモノニ其價格ニ應ジテ課スノデアアルカラ能力原則上累進率適用ノ理由ガ明デアリ、又被相続人トノ統制ノ遠近ニヨル課稅上ノ斟酌ガ適當ニ行ハレ得ル等ニ因ルモノデアツテ歐米ニ於ケル相続制度ノ上カラ親ヲ推賞スベキデアラウ。繼テ我國ニ於テハ歴史約傳統ニ依ル家族制度ガ國家組織ノ要素トシテ法制上之ヲ認メ、家督相続ニ依リテ家ノ維持存立ヲ保護セラレ家督相続人ハ家名ヲ相続スルト共ニ家ニ屬スル財産一切ヲ相続スル制度ノ外ニ、家長以外ノ家族ノ死亡ニ因ル遺產相続ヲ認メアル關係カラ欧米ノ如キ課稅ノ形式ヲ其儘取り入レルコトハ國情ニ適セヌノデ特別ノ課稅ガ發達シタノデアアル。其性質ハ遺產稅ト遺產取得稅トヲ混和シタモノト言ヒ得ルノデアツテ

即チ家督遺產兩相続ヲ通ジ課稅客體トシテ相続開始ノ時ニ於ケル相続財産ニ相続開始前一年以内ノ贈與ヲ合算シテ一括課稅ノ主義ヲ明ニシ、共同相続人アル場合デモ個別課稅ヲ認メナイ。此点カラ見レバ遺產課稅主義ヲ採レル如クデアアルガ、一面ニハ被相続人ト相続人トノ統制ノ新疎ニ依テ稅率ニ差等ヲ設ケ、更ニ兩相続ノ免稅点ヲ異ニシタル等ノ点ハ相続財産取得稅ノ形態ヲ併有シ、課稅ノ本質トシテハ不明確デアアルガ我國特有ノ相続制度ノ下ニ於テハ一概ニ學理ニノミ拠リ難ノ事情ガアル爲現行課稅ノ建前ハ動カスコトハ出來ヌトシテモ尙多少改正ヲ要スト認メラル、点ガアルノデ後ニ述ベル

二、相續税客體

日	被相続人が税法施行地に住すル所ノ全部ノ相續財産ノ全部ニ課ス 被相続人が税法施行地に住すル所ノ全部ノ相續財産ノ全部ニ課ス 税法施行地ニ在ル財産ノ全部ニ課ス(第二條)
英	死後ニ屬シタル一切ノ財産ニ課ス(海外所在ノ不動産ニ課ス) 生命保険金ハ遺産ノ構成シ、又死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス 受取人トシテ且被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス 命取人トシテ且被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス 命取人トシテ且被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス 命取人トシテ且被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス
米	純遺産額 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク 遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク
佛	
獨	

利者ノ住所ニ依ル (第二條)	相續開始前一年以内ノ贈與ヲ加算ス(第二條)	被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	命取人トシテ且被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	テ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	約者タル場合ハ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	金五者タル場合ハ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	キ八者タル場合ハ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	純遺産額ヨリ一定ノ割合ヲ除ク	被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	人以外ノ場合ハ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	支拂ハ前二同シ(第一條)	三條ノ三ニ依リ	遺職ノ功勞及此等ノ性質ノ給與ニシテ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	シテ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	之ヲ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	相續人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	
一部支拂タルニ 基ク保險金 死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	死後前三年以内ノ贈與ヲ加算ス 五者以上ノ年金 被相続人ノ死亡ニ因リ被相続人ノ遺産ノ全部ニ課ス	
七ヲ予期シテ加算スル																		
遺産ノ全部ニ課ス																		
死亡ニ因ル財産取得																		



給セラルルトキハ相  
 統財産トシキハ相  
 五千円ヲ超ユル場  
 ノ相人以外ノ者ハ  
 相ト受クル場合ハ  
 贈ト看做スル第  
 ノ贈ト看做スル第

沿上ノ理由ニ  
 依リテ其適用  
 令ラトハ其法  
 一、ラトハ其法  
 ル課税ハ對ス  
 二、スル課税ハ  
 定統ス、ス、ス  
 定統ス、ス、ス  
 定統ス、ス、ス

課税ノ物件ニ  
 存スルモノモ  
 二、別段ノ規  
 限ありシタ  
 者ニ對シテ  
 財產ノ種類  
 財產ノ種類  
 財產ノ種類  
 財產ノ種類  
 財產ノ種類

### 立法ノ建前及概評 遺産稅

英國ニ於ケル課税各体ハ大体ニ於テ屬人主義ヲ採リ、被相続人  
 が英本國內ニ居住スルト海外ニ居住スルトヲ問ハズ死者ニ屬シ  
 タル一切ノ財産ニ付(一定ノ控除及免稅)英本國ト海外ニ在ルトヲ問  
 ハズ一體トシテ課スノデアルガ、英本國內ニ居住シナイ者ノ海外  
 ニ於テ有スル債權ノ如キハ(課税スル主義トスレバ)調査が困難ナル爲  
 ム脱漏スルコト、ナリ結局非課税ニ置クト同一結果ニナリハセ  
 ヲカ又海外ニ在ル不動産ハ課税外ニ於テアルガ被相続人が英本  
 國ニ居住スル場合ニ於テモ之ヲ課税セ又理由ハ何レニアルカ不  
 明デアアル、其外被相続人ノ死亡前三年以内ノ贈與ヲ加算スル立  
 法上ノ理由ハ、英國ニハ贈與稅が無イ爲メ生前贈與ニ依リテ遺産

ヲ減少シ遺産税逋脱企テルノヲ防止センガ爲メデアラウガ、其  
加算ニ係ル税額ハ結局遺産ノ分配ヲ受クル相続人ノ負担ニ帰シ  
受贈者ハ却テ負担ヲ免レル一面ニハ相続開始前三年ヲ超ユル贈  
與ヲ全然遊ガス欠点ガアル。其点独、佛ノ相続税ハ生前贈與ヲ  
相続財産ニ加算セ又代リニ一面獨立シタル贈與税ヲ課ス建前デ  
アツテ理路ハ一貫シテ居ルガ贈與ガ相続財産ト分配課税サレル  
コト、ナル米國ハ死者ノ生前二年以内ニ爲シタル贈與ノ五千弗  
ヲ超ユル超過額ヲ遺産額ニ加算スル趣旨ハ同様デアアルガ別ニ贈  
與税ガアツテ課税スル爲メ重複トナル疑ガアル(贈與税ノ部参照)尚  
動産ニ付テハ屬人主義ヲ採リ不動産ニ付テハ屬地主義ヲ採ルコ  
トハ英國ト同様デアアル。

### 遺産取得税

英、佛、他各國皆現実ニ取得シタル遺産ヲ課税客体トスルコト  
ハ同一デアツテ、佛、他兩國ハ名目ハ相続税デアアルガ實質ハ遺  
産取得税デアアル。其外ニ獨國デハ生存者間ノ贈與及目的出捐ニ  
対シ相続税ヲ課シテ居ル(同國ノ課税客体参照)カ其實質ガ一ハ贈與  
デアリ一ハ寄附行爲デアアルノテ便宜贈與税ノ部ニ述ベル。  
我國ニ於ケル課税客体ニ付テハ家督遺産兩相続ヲ通ジ、故相続  
人が税法施行地ニ住所ヲ有スル場合ハ屬人主義ニ依リテ全部ノ  
相続財産ニ課税シ(從前ハ屬地主義ニ依リ本法施行地ニ在ル財産ノミニ課シタガ)被  
相続人が住所ヲ有セザル場合ハ屬地主義ニ依リテ税法施行地ニ  
在ル財産ノミニ課スル(從前ノ區)建前デアツテ理論上富ヲ得  
テ居ルト思フガ、相続開始前一年以内ノ贈與價格ヲ加算スル制  
度ニ付テハ研究ヲ要スルモノガアル。立法ノ理由トシテハ相続  
開始ヲ豫想シ得ル時期ニ於テ財産ヲ分配贈與シ各贈與毎ニ分配

課税ヲ受ケ(親族間及本家分家)合算課税ニ依ル高率ノ累進課税ヲ輕減セント企テル行為ヲ防止セントスルノデアラウガ左ノ如キ欠点ガアル。

(1) 合算シ得ル期間ヲ相続開始前一年以内ニ限ル為メ一年ヲ経過シタル贈與ハ親族間ニ付テハ分割課税ノ外ハ無イ。

(2) 非親族間ノ贈與ハ(他人間ハ勿論認知シナイ私生兒ヤ)相続開始前一年以内ナラバ合算サレルガ一年ヲ超ユルハ全然課税ヲ免レルコトナル。

ソレデ相続税法第三條及第三條ノ二ノ贈與價額加算ノ規定ヲ左ノ趣意ニ依リ改正スル必要ガアルト思フ

(1) 相続人ニ対スル贈與ハ相続開始前ニ於ケル全部ヲ相続財産ニ加算スルコト  
但シ第二十三條ニ依リ贈與毎ニ課シタル税額ハ差引クコ

ト現行法ノ通り

理由 相続人ニ対シテ為シタル贈與ハ相続財産トナルベキ財産ヲ分割シタルモノト看做スノガ事矣ニ適スルト認メラレルカラデアアル。

(2) 相続人以外ノ直系卑族ニ対シテ為シタル贈與ハ相続開始前一年以内ノ分ヲ相続財産ニ加算スルコト現行法ノ通り  
但シ第二十三條ニ依リ贈與毎ニ課シタル税額ヲ差引クコト現行法ノ通り

理由 相続人以外ノ直系卑族ニ対スル贈與ハ其続柄が或ル

場合ハ相続人トナルベキ順位ニ在リ相続開始ニ接近シテ行ハレタ贈與ハト同様ニ看ルノガ適當ト思フ

(3) (1)以外ノ親族及本分家間並非親族間ノ贈與ハ一年以内ト雖モ相続財産ニハ合算セザルコト、改メル

但シ第二十三條ヲ改正シ本文ノ贈與ニハ都テ單獨ニ課税スル(贈與税ノ部ニ述ベル)

理由 非親族間ノ贈與ノ如キハ煩繁ニ行ハル、モノデハナク隨テ相続ノ開始ヲ豫想シテ財産ヲ分割シ重キ累進率ノ課税ヲ免レンガ爲メ行フ如キコトハ先ヅ無イト親テモ差支ナカラウカラ合算スル必要ハアルマイ  
但シ第二十三條ヲ改正シ贈與全部ニ課税スルコトトスル(贈與税ノ部参照)

附言 遺贈ニ付テハ現行法ノ通りデ良イ

(口) 控 除

<p>軍人軍屬ノ戦死又ハ戦争ノ爲受ケタル傷疾ヲ起シタル者ハ遺贈ノ受取人トシテ相続開始ノ時ニ於テハ遺贈ノ額ニシテ課税スル</p>	<p>一、遺産税 二、葬儀費用 三、遺産管理費 四、遺産清算費 五、遺産執行費</p>	<p>一、葬儀費用 二、遺産管理費 三、遺産清算費 四、遺産執行費</p>	<p>一、遺産税 二、葬儀費用 三、遺産管理費 四、遺産清算費 五、遺産執行費</p>	<p>一、遺産税 二、葬儀費用 三、遺産管理費 四、遺産清算費 五、遺産執行費</p>
---	---	---	---	---

一、課稅財產ニ係ル公  
 地ニ住所ヲ有セサル  
 トキノ控除  
 課  
 二、課稅財產ヲ目的ト  
 スル留置權、特別  
 ノ先取權、質權  
 又ハ抵當權  
 ラ以テ担保セラレ  
 タル債權ニ對スル贈  
 三、其財產ニ對スル贈  
 共ノ義務  
 (第三條ノ二)

六、海員水兵及兵卒ノ財產  
 七、イノド政府ノ官吏ノ寡  
 八、婦又ハ子女ヘノ恩給又  
 九、被相續人ノ利益ニ對シテ  
 リ格ニ有シテ利益ヲ受クル  
 資格ヲ有シテ死亡シタル場  
 リ先キニ死亡シタル場  
 合其財產ノ死亡三年前  
 以內ニ爲シタル贈與ト  
 以テ相續人ノ利益ニ對シ  
 雖モ左ニ掲タルモノガ  
 價格百磅ヲ超エザル  
 一、モ  
 二、被相續人ノ經常支出  
 ノ所得ニ對シテ  
 三、被相續人ノ結婚ニ對スル贈  
 共ノ義務  
 (第三條ノ二)

大學、教育等  
 ノ目的ニ爲  
 設置セラレ  
 遺贈人ニ對  
 ル法ニ對ス

人目ヨリ一  
 人ノ財產ノ  
 ノ減額ノ額  
 シテ一人ニ  
 シテ法ニ對  
 一〇〇ノ額  
 限ニ對シテ  
 限ノ額トシ  
 度ノ額トス  
 限ノ額トス

一、一定ノ戰時公債  
 二、利上ノ戰時公債  
 三、同利上ノ戰時公債  
 四、戰時公債  
 五、戰時公債  
 六、戰時公債  
 七、戰時公債  
 八、戰時公債  
 九、戰時公債  
 十、戰時公債  
 十一、戰時公債  
 十二、戰時公債  
 十三、戰時公債  
 十四、戰時公債  
 十五、戰時公債  
 十六、戰時公債  
 十七、戰時公債  
 十八、戰時公債  
 十九、戰時公債  
 二十、戰時公債  
 二十一、戰時公債  
 二十二、戰時公債  
 二十三、戰時公債  
 二十四、戰時公債  
 二十五、戰時公債  
 二十六、戰時公債  
 二十七、戰時公債  
 二十八、戰時公債  
 二十九、戰時公債  
 三十、戰時公債  
 三十一、戰時公債  
 三十二、戰時公債  
 三十三、戰時公債  
 三十四、戰時公債  
 三十五、戰時公債  
 三十六、戰時公債  
 三十七、戰時公債  
 三十八、戰時公債  
 三十九、戰時公債  
 四十、戰時公債  
 四十一、戰時公債  
 四十二、戰時公債  
 四十三、戰時公債  
 四十四、戰時公債  
 四十五、戰時公債  
 四十六、戰時公債  
 四十七、戰時公債  
 四十八、戰時公債  
 四十九、戰時公債  
 五十、戰時公債  
 五十一、戰時公債  
 五十二、戰時公債  
 五十三、戰時公債  
 五十四、戰時公債  
 五十五、戰時公債  
 五十六、戰時公債  
 五十七、戰時公債  
 五十八、戰時公債  
 五十九、戰時公債  
 六十、戰時公債  
 六十一、戰時公債  
 六十二、戰時公債  
 六十三、戰時公債  
 六十四、戰時公債  
 六十五、戰時公債  
 六十六、戰時公債  
 六十七、戰時公債  
 六十八、戰時公債  
 六十九、戰時公債  
 七十、戰時公債  
 七十一、戰時公債  
 七十二、戰時公債  
 七十三、戰時公債  
 七十四、戰時公債  
 七十五、戰時公債  
 七十六、戰時公債  
 七十七、戰時公債  
 七十八、戰時公債  
 七十九、戰時公債  
 八十、戰時公債  
 八十一、戰時公債  
 八十二、戰時公債  
 八十三、戰時公債  
 八十四、戰時公債  
 八十五、戰時公債  
 八十六、戰時公債  
 八十七、戰時公債  
 八十八、戰時公債  
 八十九、戰時公債  
 九十、戰時公債  
 九十一、戰時公債  
 九十二、戰時公債  
 九十三、戰時公債  
 九十四、戰時公債  
 九十五、戰時公債  
 九十六、戰時公債  
 九十七、戰時公債  
 九十八、戰時公債  
 九十九、戰時公債  
 一百、戰時公債

年目ニ於テ八百八十九年  
 第二目ニ於テ八百八十九年  
 第四目ニ於テ八百八十九年  
 第十目ニ於テ八百八十九年  
 第十目ニ於テ八百八十九年  
 遺産ノ價格ヨリ控除スベ  
 一、葬式費用  
 但シ死者ノ境遇ニ鑑ミ  
 合理的ナルコトヲ要ス  
 墳墓記念費等ノ費用ヲ  
 包含セズ  
 二、債務  
 海外居住者へ被相続人  
 が負ヒタル債務ニ関シ  
 テ海外所在動産ノ價  
 格ノミヨリ右債務ヲ控  
 除ス  
 三、外國ノ相続税  
 海外所在動産ニ関シ  
 納付シタル外國ノ相続  
 税額ヲ遺産ノ價額ヨリ  
 控除ス  
 但シ相続税額ヨリ控除  
 スルモノニアラス

四、附加費用  
 財産が海外ニ所在スル  
 ノ故ヲ以テ其管理ニ附  
 加費用ヲ生ジタリト内  
 國稅務委員が認メタル  
 トキハ右財産價格ノ百  
 分ノ五ヲ超エザル金額  
 ヲ限度トシテ之ヲ控除  
 ス  
 (四) 遺産取得税  
 一、法人ニ屬スル特定物品  
 =シテ之ヲ留保シ賣買  
 セザルモノ  
 二、價格ニ〇磅以下ノ特定  
 動産  
 三、家具  
 ルトキハ此限ニテラズ  
 四、王系ノ者ニ屬スル動産  
 五、被相続人ノ遺志ニ因リ  
 遺産税ノ納付ニ當テラ  
 レタル金額  
 六、遺産税ノ賦課ヲ免レル  
 國家的、科學的、歴史  
 的又ハ芸術的價値アル

モノハ販売セラルルニ  
アラザレバ遺産取得税  
ヲ課セズ  
七、信託ノ方法ニヨリ相続  
税ノ納付ニ當ラレタル  
金額  
八、木材樹木ノ賣買ニ因ル  
純益ニシテ一年一〇磅ヲ  
超エザルモノ

控除ノ種目中主ナルモノニ付テノ概評

國情ノ相異ナル關係テ非課税財産ヲ控除ノ範圍等ニ相違が生ズ  
ルノデアラウガ其中テ特色アルモノヲ觀ルニ

英國遺産税

(1)、王命ニ依ル勤務中死亡シタル海員、水兵及兵卒ノ財産ニ付  
テハ戦死病死ノ區別ニ拘ラズ非課税トシタノハ英國ハ世界ノ

所有ル方面ニ涉リ屬領植民地ヲ有シ、通商航海ノ發達ヲ保護  
ノ機關タル軍艦商船等ノ乗組員ヲ優遇スルノ意味ニヨル立法  
デアラウガ、將校ヲ除外シタノハ別ニ理由ガアルノデアラウ  
ガ一寸疑ガアル。

(2)、戦時公債等ヲ課税外ニ置タノハ軍事費財源保護ノ趣旨ニヨ  
ルモノデアラウガ、相続税ヲ免除スルノハ少シク奇異ノ感ガ  
ナイデモナイ(外ニ保護ノ方法モアラウカラ)

(3)、相続税ヲ課セラルベキ英國ノ屬領所在財産ニシテ既に相続  
税ヲ課セラレタルトキハ其税額ヲ、又海外所在ノ財産ニ因シ  
納付シタル外國ノ相続税額ヲ相続財産ヨリ控除スルトシテモ  
其残余ノ財産が課税額ニ加算サレテ重複課税トナルノハ殆ダ  
ト思ハレル。

(4)、前相続後五年以内更ニ相続開始シタルトキ相続期間ノ接近

セル場合ノ控除率ヲ高クシ、遠ザカルニ從ヒ控除率ヲ引下ゲル級和規定ハ参考トスル價値ガアルト思フ

### 米國遺産稅

死者ノ死亡前五年以内ニ死亡シタルモノノ總遺産ノ一部ヲ爲シタル財産又ハ同期間内死者ニ移轉シタル財産（贈與稅ヲ課セラレタルモノノデハナナイカト思ハレル）ヲ控除スル。其程度ハ英國ト異ルガ短期間ニ於ケル再度ノ課稅ヲ緩和スルノ趣旨ハ同様デアル。

### 佛國相續稅（實質ハ遺産取得稅）

經濟的能力、家族係累ノ多寡等ヲ斟酌シ稅額控除ノ規定ヲ設ケテアルノハ應能給付ノ趣旨ニ適シタ立法デアツテ大ニ参考トスベキ事項デアアル

我國ニ於テハ軍人、軍屬ノ戰死又ハ戰爭ノ爲受ケタル傷痍疾病ニ起因セル（一年以内）死亡ニ因ル相続開始ニ對シ不課稅ノ特点ヲ設ケタノハ、生命ヲ捨シテ石國ニ奉ゼシムル爲復顧ノ憂ナカラシムル必要カラ出タモノト思ハレルガ、獨リ戰爭ノ場合ノミニ限ラズ公務ノ爲メ危險ヲ犯シ不幸生命ヲ失フ者ニ對シテハ、全免トマデバハナクトモ課稅上相当ノ斟酌ヲスルノが權衡上相当デハアルマイカ

### 課稅最低限

日	英	米	佛	獨
家督相續 <small>五〇〇〇円 五千円未満ハ</small>	遺産稅 <small>免稅點 免稅點 一〇〇磅 アソテ之</small>	遺産稅 <small>一九二六年 依</small>	最低限無シ	相續稅 <small>實質ハ遺産取得稅 贈與稅及目的出捐ヲ</small>



<p>不課税 五千円以上ハ 全額ニ課ス (第六條)</p> <p>遺産相續 千円未満ハ不 課税 千円以上ハ全 額ニ課ス (第六條)</p>	<p>遺産取得税 取得財産中ノ動産不 動産ノ價格ガ各百 磅以下ナルトキ又ハ 遺産税ノ賦課ヲ受ク ベキ遺産額百磅以 下ナルトキハ課税セ ズ 寡婦、未成年ノ子女ニ 在テハ取得財産ニ百 磅ヲ超ユルコトヲ 要ス 耶遇者及直系親族ノ 遺産取得ニ在テハ遺 産額五〇〇磅ヲ超エ 得財産百磅ヲ超ユル ニアラザレバ課税セ ズ 以上ノ免税点ハ遺 産税ト同ジク之ヲ</p>	<p>ル遺産税ニ 付テハ 一〇、〇〇〇円 付テハ 一九三二年 歳入法ニ依 ル附加税ニ 付テハ 四、〇〇〇円 右ハ基本控除 デアアル</p>	<p>各階級ニ付次ノ如キ 控除及免税点ノ規定 ヲ有ス (一)第一階級 二〇、〇〇〇円 (二)第二階級 一〇、〇〇〇円 右ノ(一)及(二)ハ免税点 ニアラズシテ控除額 トス從テ取得財産價 格ガ全額ニ課税ヲ受 ルトキハ其超過額ノ ミニ付納税義務ヲ有 ス (三)第三階級若ハ第四階級 ニ課税 五、〇〇〇円 右ノ(三)及(四)ハ免税点 ニシテ取得財産價格 ガ前記金額ヲ超ユル トキハ全額ニ付納税 義務ヲ有ス</p>
---	---	---	---

立法ノ建前及概評

課税最低限又ハ免税点ハ各國間ニ於ケル経済的事情ノ相違貨幣  
價值ノ不同等ノ關係カラ大々限界が異ルノデアアルガ、其適用ノ  
方法ニ付テハ考慮ヲ要スルモノガアル。即チ一ハ一定ノ免税点  
ヲ定メ其限界ニ達セザル場合ハ非課税トシ之ヲ超過スルトキハ  
全額ニ課税スル制度ト、一ハ最低限迄ノ價額ハ相続財産ノ大小  
ニ拘ラズ之ヲ課税價額ヨリ控除シタル殘額ニ課税スル建前トニ  
分レテ居リ、我國及英國ハ前者ニ依リ米ハ後者ヲ採リ他ハ折衷

	<p>超ユル場合ハ全 額ニ課スルモノ ト思ハレル</p>			
--	--------------------------------------	--	--	--

主義ヲ採テ居ル。財政收入ヲ目標トスル方面カラ見レバ前者ニ依ルコト、ナラウガ負担公平ヲ期スル上カラハ後者ニ依ルベキデアツテ將來我相統稅法改正ノ場合ハ之等ノ点ハ考慮ヲ構フバキ問題デアアル。

(二) 納稅義務者

日	家督相続 遺言執行者 一、相続人 二、受遺者 三、相続開始前一年以内ニ贈與ヲ受ケタル者 但シ相続人ハ夫同相統人及ニ三ノ者ト連帶納付ノ責ニ任ズ	遺產稅 遺言執行者若クハ財産ノ移轉ヲ受ケ又ハ財産ノ處理ヲ委任タル受託者其他ノ者	遺產稅 遺言執行者 正式ノ資格ヲ有スル遺言執行者又ハ遺產管理人ナキトキハ死者ノ財産ヲ事实上又ハ解款上占有スル者	佛	相統稅 (實質ハ遺產取得稅) 不明 (現實財産取得者ナラ)	獨	相續稅 (實質ハ遺產取得稅) 納稅義務者ハ原則トシテ財産取得者
---	---	--	---	---	--	---	---------------------------------------

(第十條ノ三)				相統人ト被相統人トノ關係ハ其親疎ニ依リテ之ヲ五階級ニ分チ第一階級ヲ最モ密接ナル關係ヲ有スル配偶者及子女トシ、其次關係稀薄トナル
---------	--	--	--	---

立法ノ建前及概評

英米ノ遺產稅ニ於テハ遺產總額カ課稅客体デアツテ相統人ノ何人ナルヤハ關係ガナイノデ、遺言執行者、遺產管理人等ヲ納稅義務者ト定メタノハ當然デアリ、獨佛ニ於ケル相統稅ニ於テ遺產取得者ヲ納稅義務者トスルノモ課稅ノ實質ガ遺產取得稅デア

我國ノ税法ハ前ニ述ベテ置タ通り遺産税ト遺産取得税ヲ折衷シ  
 タ実体デアル爲、相続人共同相続人受遺者受贈者ハ各自其負担  
 部介ニ付納税義務ヲ有シ、尙相続人ハ共同相続人其他ノ者ノ税  
 額ニ付連帶納付ノ責任アルコトトシタ・ソレハ納税資力ナキ場  
 合ノ第三者ノ税額ニ対シ何等ノ利益ヲ受ケザル相続人が負担ノ  
 責ニ任ズルノデアツテ、應能給付ノ上カラハ不公平ト思ハレル  
 が税法ノ建前カラ見テ止ムヲ得ナイモノト思ハレル

税率

日	英	米	佛	獨
家督相續 ノ相続人が被相続人 ノ家族タル直系承 継人	遺産税 五〇〇〇磅以下(最低) 百分ノ一	遺産税 純遺産額(五〇〇〇磅 以下ノ分(最低))	相続税 (実質ハ遺産取得 税)	相続税 (実質ハ遺産取得 税)

族ナルトキ 五千円以下(最低) 百分ノ一	族ナルトキ 五千円以下(最低) 百分ノ一	族ナルトキ 五千円以下(最低) 百分ノ一	族ナルトキ 五千円以下(最低) 百分ノ一	族ナルトキ 五千円以下(最低) 百分ノ一
遺産取得税 全額累進 一、配偶者及直系親 族 百分ノ一 二、兄弟姉妹及其直 系家族 百分ノ五 三、其他ノ者 百分ノ一〇 比例率	遺産取得税 全額累進 一、配偶者及直系親 族 百分ノ一 二、兄弟姉妹及其直 系家族 百分ノ五 三、其他ノ者 百分ノ一〇 比例率	遺産取得税 全額累進 一、配偶者及直系親 族 百分ノ一 二、兄弟姉妹及其直 系家族 百分ノ五 三、其他ノ者 百分ノ一〇 比例率	遺産取得税 全額累進 一、配偶者及直系親 族 百分ノ一 二、兄弟姉妹及其直 系家族 百分ノ五 三、其他ノ者 百分ノ一〇 比例率	遺産取得税 全額累進 一、配偶者及直系親 族 百分ノ一 二、兄弟姉妹及其直 系家族 百分ノ五 三、其他ノ者 百分ノ一〇 比例率
甲 一九三二年附加 税 二%	甲 一九三二年附加 税 二%	甲 一九三二年附加 税 二%	甲 一九三二年附加 税 二%	甲 一九三二年附加 税 二%
乙 一九二六年遺産 税 一%	乙 一九二六年遺産 税 一%	乙 一九二六年遺産 税 一%	乙 一九二六年遺産 税 一%	乙 一九二六年遺産 税 一%
丙 一九二六年遺産 税 一%	丙 一九二六年遺産 税 一%	丙 一九二六年遺産 税 一%	丙 一九二六年遺産 税 一%	丙 一九二六年遺産 税 一%
丁 一九二六年遺産 税 一%	丁 一九二六年遺産 税 一%	丁 一九二六年遺産 税 一%	丁 一九二六年遺産 税 一%	丁 一九二六年遺産 税 一%
被相続人ト相続 人トノ親等ノ親 疎ニ基キ之ヲ十 階級ニ分チ更ニ 各階級ニ於テ遺 産ノ多寡ニ依 リニ或ハ三ニ區 分シ總計十九ノ 區介トシ各區介 毎ニ更ニ取得財 産ノ多寡(一法乃 至五〇〇〇法ニ至ル部 介ヲ最初ノ段階ト シ五〇〇〇〇法ヲ 超ユル部介ヲ最後 ノ段階トシテ一三 段ニ分ツ)ニ依リ 用ス	被相続人ト相続 人トノ親等ノ親 疎ニ基キ之ヲ十 階級ニ分チ更ニ 各階級ニ於テ遺 産ノ多寡ニ依 リニ或ハ三ニ區 分シ總計十九ノ 區介トシ各區介 毎ニ更ニ取得財 産ノ多寡(一法乃 至五〇〇〇法ニ至ル部 介ヲ最初ノ段階ト シ五〇〇〇〇法ヲ 超ユル部介ヲ最後 ノ段階トシテ一三 段ニ分ツ)ニ依リ 用ス	被相続人ト相続 人トノ親等ノ親 疎ニ基キ之ヲ十 階級ニ分チ更ニ 各階級ニ於テ遺 産ノ多寡ニ依 リニ或ハ三ニ區 分シ總計十九ノ 區介トシ各區介 毎ニ更ニ取得財 産ノ多寡(一法乃 至五〇〇〇法ニ至ル部 介ヲ最初ノ段階ト シ五〇〇〇〇法ヲ 超ユル部介ヲ最後 ノ段階トシテ一三 段ニ分ツ)ニ依リ 用ス	被相続人ト相続 人トノ親等ノ親 疎ニ基キ之ヲ十 階級ニ分チ更ニ 各階級ニ於テ遺 産ノ多寡ニ依 リニ或ハ三ニ區 分シ總計十九ノ 區介トシ各區介 毎ニ更ニ取得財 産ノ多寡(一法乃 至五〇〇〇法ニ至ル部 介ヲ最初ノ段階ト シ五〇〇〇〇法ヲ 超ユル部介ヲ最後 ノ段階トシテ一三 段ニ分ツ)ニ依リ 用ス	被相続人ト相続 人トノ親等ノ親 疎ニ基キ之ヲ十 階級ニ分チ更ニ 各階級ニ於テ遺 産ノ多寡ニ依 リニ或ハ三ニ區 分シ總計十九ノ 區介トシ各區介 毎ニ更ニ取得財 産ノ多寡(一法乃 至五〇〇〇法ニ至ル部 介ヲ最初ノ段階ト シ五〇〇〇〇法ヲ 超ユル部介ヲ最後 ノ段階トシテ一三 段ニ分ツ)ニ依リ 用ス
第一階級 二%	第一階級 二%	第一階級 二%	第一階級 二%	第一階級 二%
第二階級 四%	第二階級 四%	第二階級 四%	第二階級 四%	第二階級 四%
第三階級 六%	第三階級 六%	第三階級 六%	第三階級 六%	第三階級 六%
第四階級 八%	第四階級 八%	第四階級 八%	第四階級 八%	第四階級 八%
第五階級 一〇%	第五階級 一〇%	第五階級 一〇%	第五階級 一〇%	第五階級 一〇%
第六階級 一二%	第六階級 一二%	第六階級 一二%	第六階級 一二%	第六階級 一二%
第七階級 一四%	第七階級 一四%	第七階級 一四%	第七階級 一四%	第七階級 一四%
第八階級 一六%	第八階級 一六%	第八階級 一六%	第八階級 一六%	第八階級 一六%
第九階級 一八%	第九階級 一八%	第九階級 一八%	第九階級 一八%	第九階級 一八%
第十階級 二〇%	第十階級 二〇%	第十階級 二〇%	第十階級 二〇%	第十階級 二〇%
第十一階級 二二%	第十一階級 二二%	第十一階級 二二%	第十一階級 二二%	第十一階級 二二%
第十二階級 二四%	第十二階級 二四%	第十二階級 二四%	第十二階級 二四%	第十二階級 二四%
第十三階級 二六%	第十三階級 二六%	第十三階級 二六%	第十三階級 二六%	第十三階級 二六%
第十四階級 二八%	第十四階級 二八%	第十四階級 二八%	第十四階級 二八%	第十四階級 二八%
第十五階級 三〇%	第十五階級 三〇%	第十五階級 三〇%	第十五階級 三〇%	第十五階級 三〇%
第十六階級 三二%	第十六階級 三二%	第十六階級 三二%	第十六階級 三二%	第十六階級 三二%
第十七階級 三四%	第十七階級 三四%	第十七階級 三四%	第十七階級 三四%	第十七階級 三四%
第十八階級 三六%	第十八階級 三六%	第十八階級 三六%	第十八階級 三六%	第十八階級 三六%
第十九階級 三八%	第十九階級 三八%	第十九階級 三八%	第十九階級 三八%	第十九階級 三八%
第二十階級 四〇%	第二十階級 四〇%	第二十階級 四〇%	第二十階級 四〇%	第二十階級 四〇%
第二十一階級 四二%	第二十一階級 四二%	第二十一階級 四二%	第二十一階級 四二%	第二十一階級 四二%
第二十二階級 四四%	第二十二階級 四四%	第二十二階級 四四%	第二十二階級 四四%	第二十二階級 四四%
第二十三階級 四六%	第二十三階級 四六%	第二十三階級 四六%	第二十三階級 四六%	第二十三階級 四六%
第二十四階級 四八%	第二十四階級 四八%	第二十四階級 四八%	第二十四階級 四八%	第二十四階級 四八%
第二十五階級 五〇%	第二十五階級 五〇%	第二十五階級 五〇%	第二十五階級 五〇%	第二十五階級 五〇%
第二十六階級 五二%	第二十六階級 五二%	第二十六階級 五二%	第二十六階級 五二%	第二十六階級 五二%
第二十七階級 五四%	第二十七階級 五四%	第二十七階級 五四%	第二十七階級 五四%	第二十七階級 五四%
第二十八階級 五六%	第二十八階級 五六%	第二十八階級 五六%	第二十八階級 五六%	第二十八階級 五六%
第二十九階級 五八%	第二十九階級 五八%	第二十九階級 五八%	第二十九階級 五八%	第二十九階級 五八%
第三十階級 六〇%	第三十階級 六〇%	第三十階級 六〇%	第三十階級 六〇%	第三十階級 六〇%
第三十一階級 六二%	第三十一階級 六二%	第三十一階級 六二%	第三十一階級 六二%	第三十一階級 六二%
第三十二階級 六四%	第三十二階級 六四%	第三十二階級 六四%	第三十二階級 六四%	第三十二階級 六四%
第三十三階級 六六%	第三十三階級 六六%	第三十三階級 六六%	第三十三階級 六六%	第三十三階級 六六%
第三十四階級 六八%	第三十四階級 六八%	第三十四階級 六八%	第三十四階級 六八%	第三十四階級 六八%
第三十五階級 七〇%	第三十五階級 七〇%	第三十五階級 七〇%	第三十五階級 七〇%	第三十五階級 七〇%
第三十六階級 七二%	第三十六階級 七二%	第三十六階級 七二%	第三十六階級 七二%	第三十六階級 七二%
第三十七階級 七四%	第三十七階級 七四%	第三十七階級 七四%	第三十七階級 七四%	第三十七階級 七四%
第三十八階級 七六%	第三十八階級 七六%	第三十八階級 七六%	第三十八階級 七六%	第三十八階級 七六%
第三十九階級 七八%	第三十九階級 七八%	第三十九階級 七八%	第三十九階級 七八%	第三十九階級 七八%
第四十階級 八〇%	第四十階級 八〇%	第四十階級 八〇%	第四十階級 八〇%	第四十階級 八〇%
第四十一階級 八二%	第四十一階級 八二%	第四十一階級 八二%	第四十一階級 八二%	第四十一階級 八二%
第四十二階級 八四%	第四十二階級 八四%	第四十二階級 八四%	第四十二階級 八四%	第四十二階級 八四%
第四十三階級 八六%	第四十三階級 八六%	第四十三階級 八六%	第四十三階級 八六%	第四十三階級 八六%
第四十四階級 八八%	第四十四階級 八八%	第四十四階級 八八%	第四十四階級 八八%	第四十四階級 八八%
第四十五階級 九〇%	第四十五階級 九〇%	第四十五階級 九〇%	第四十五階級 九〇%	第四十五階級 九〇%
第四十六階級 九二%	第四十六階級 九二%	第四十六階級 九二%	第四十六階級 九二%	第四十六階級 九二%
第四十七階級 九四%	第四十七階級 九四%	第四十七階級 九四%	第四十七階級 九四%	第四十七階級 九四%
第四十八階級 九六%	第四十八階級 九六%	第四十八階級 九六%	第四十八階級 九六%	第四十八階級 九六%
第四十九階級 九八%	第四十九階級 九八%	第四十九階級 九八%	第四十九階級 九八%	第四十九階級 九八%
第五十階級 一〇〇%	第五十階級 一〇〇%	第五十階級 一〇〇%	第五十階級 一〇〇%	第五十階級 一〇〇%

前ノ相続ニ対シ後ノ相続ガ七年以内ナル場合  
 相続スル相続親ヲ免除ス  
 相続ニ対スル相続親ニ  
 始シタルトキハ前ノ相  
 以ニ於テ更ニ相続開  
 相続親ヲ課セラルベキ  
 相続親トシタル後五年  
 相続親トシタル後五年  
 用スルニ係リ  
 (第八條)  
 其適用スル場合ニ於テ  
 人トシタル者ニ於テ  
 遺産相続ニ関スル税率  
 シタル者ニ関スル税率  
 外國ノ法律ニ依リ開始  
 増徴法第十條ノ規定  
 但シ税率ハ臨時規定  
 十九階級ニ依ル  
 二十階級ニ依ル  
 右階級ハ家督相続ハ  
 千分ノ四三〇

乙、  
 認右加入一コ於エノヲル遺遺タ現ロ  
 人ノ税法九トテザハノト産産タル中  
 ズハニニ三ヲ控ルロ取取税相實區  
 付テ依ニ得除限度ヲ産問得タ統納ニ  
 ヲハ附附ルニ超税ズトハシ

ニ、五親等以上ノ親族  
 非親族間相続  
 百分ノ五

遺産相続  
 (イ) 相続人が直系卑族  
 ナルトキ  
 千分ノ一以下(最低)  
 千分ノ一四(最高)  
 (ロ) 相続人が死過者又  
 直系卑族ナルト  
 千分ノ一以下(最低)  
 千分ノ一四(最高)  
 (ハ) 相続人が其他ノ者  
 ナルトキ  
 千分ノ二以下(最低)  
 千分ノ二(最高)  
 (ニ) 州税控除額  
 一、九三三ニ年歳  
 入法ニ依ル附  
 加税額  
 純遺産額  
 基本控除  
 (控除後ノ純遺  
 産)ニ六、〇〇〇  
 税額ニ八、〇〇〇  
 一九二六年歳入法ニ  
 依ル税額控除  
 四五〇〇  
 差引ニ四、〇〇〇  
 税額合計  
 三、五〇〇  
 右税額控除ノ方  
 法  
 甲、總遺産ニ包含  
 セラレタル財  
 産ニ付州、属  
 領又ハコロ  
 ン

ノ、五ヨリ一五〇、  
 〇〇、〇〇法ヲ超  
 エル部ハニ対ス  
 シ、又十階級(ハ五  
 シ、又十階級(ハ五  
 親等以上ノ親  
 族間)ノ場合ハ  
 百分ノ三ニヨリ百  
 分ノ八ニ至ル  
 相続親ノ相続開  
 始ノ際ハ三人以上  
 ノ子ハ三人有  
 トキハ三人有  
 ノ一人ニ付目ヨ  
 リ一人ニ付目ヨ  
 ノ一人ニ付目ヨ  
 ノ一人ニ付目ヨ  
 課税最高限  
 一、直系親族及配  
 遇者間相続  
 二、傍系親族間相  
 続  
 百分ノ四  
 百分ノ五

トザノ場合ハノ税額  
 三、〇〇以下ノ  
 格率ノ場合ハノ  
 スル取得財産  
 ノ半額  
 三、〇〇ノ場  
 合ニ至ル  
 (イ) 遺産相続  
 (ロ) 遺産相続  
 (ハ) 遺産相続  
 (ニ) 州税控除額  
 (三) 加税額  
 (四) 純遺産額  
 (五) 基本控除  
 (六) 控除後ノ純遺  
 産  
 (七) 税額  
 (八) 一九二六年歳入法ニ  
 依ル税額控除  
 (九) 差引  
 (十) 税額合計  
 (十一) 右税額控除ノ方  
 法  
 (十二) 總遺産ニ包含  
 セラレタル財  
 産ニ付州、属  
 領又ハコロ  
 ン

前ノ相続額ニ対スル  
 相続税ノ半額ニ相當ス  
 ル相続税ヲ免除ス  
 (第十條)  
 第二條第一項(相続財産  
 全部ニ課ス)ノ場合ニ  
 於テ外國ニ在ル相続財  
 産ニ付其國ノ法令ニ依  
 リ相続税ヲ課セラレタ  
 ルトキハ其財産ノ價額  
 ニ相當スル相続税ヲ免  
 除ス(第十條ノニ)  
 相続開始前一年以内ニ  
 於ケル贈與ノ價額ニシ  
 テ相続財産ニ加算シタ  
 ル外ニ遺産相續開始ト  
 看做シタル税ヲ課スベ  
 キモノアルトキハ其税  
 額ハ第十條ノ三(第一  
 項)ニ依リ受贈者トシ  
 テ負担スベキ税額ヨリ  
 控除ス  
 (第十條ノ三第二項)

立法上ノ建前及概評

税率ノ按排ヤ階級ノ區分等各國區々ニ岐レテ居リ一得一失デア  
 ラウカ特ニ人的事情ニ考慮ヲ加ヘ應能給付ノ理論ニ意ヲ注ガレ  
 テアルト認メラル、点ハ

- (イ) 佛國ニ於テ被相続人ト相続人ト親等ノ親疎ニ因ル階級別  
 ノ外ニ各階級ニ於テ遺子數ノ多寡ニ依リニ或ハ三ニ區分  
 シテ税率ヲ按排シ、更ニ相続人が相續開始ノ際三人以上  
 ノ子女ヲ有スル場合ニハ税額ヲ緩和スル規定が設ケラレ
- (ロ) 獨國ニ於テ第一第二階級及第三階級(前ニ述ベテアル)ノ内兩  
 親ト継父母、第四階級ノ内、祖父母が財産継承者タル場  
 合ニ其從來ノ所有財産トノ合計額が一万マルクヲ超エザ  
 ルトキニ限り、取得者自身ノ經濟的能力及其承果ニ付テ

ノ考慮ヲ拂ヘルコト

註 (獨逸ニ係ル記事ハ經濟論叢第三十八卷第五号三谷道磨氏ノ相続税ノ本質ト題スル記事ニ依ル)

右ノ如ク負担ノ公平ヲ期スル点ニ考慮ヲ拂ハレテ居ル立法ノ趣旨ハ大ニ参考トスベキデアル。我國ニ於テハ所得税法ニハ此点ヲ斟酌シテ老幼者不具廢疾者等ニ関スル種々ノ控除規定ガ設ケラレテアルガ(十ヵトハ言ヘスガ)相続税法ニ之ヲ欠クハ惜ムベキデアル。將來税制整理ヲ行フ場合ニハ左記ノ如キ事實ニ付テハ税率直用上(又ハ控除方法ヲ採ルカ)考慮ヲ加フベキモノト思フ

(1) 被相続人ニ直系卑族ナキ爲妻又ハ直系尊族ガ相続スル場合  
妻又ハ直系尊族ノ相続ニ対シテ直系卑族ニ比シ一段高イ

税率ヲ直用スルコト、ナツテ居ルガ、直系卑族ガ相続スルコトガ普通ノ順序デアルノニ其卑族ナキ爲止ムヲ得ザルニ因ル相続デアツテ同情ヲ表ハスベキ事態デアルノニ却テ高イ税率ヲ直用スルハ苛酷ニ失スル嫌アリト思フ  
(2) 相続人自身ガ幼者又ハ不具廢疾者タル場合  
相続人ガ本文ノ如キ場合ハ自身相続財産ノ管理運用ガ不可能デアアル爲メ後見人其他他人ノ力ヲ借ル外ハ無イ不利ノ状態ニアリ斟酌ノ必要ガアルト思フ  
(3) 遺子數若ハ相続人自身ノ子女ノ多寡  
系累ノ多寡ガ担税力ニ影響アルコトハ明デアツテ考慮ニ入レル必要ガアル

又税率ノ高低ニ就テ見ルニ最低率ハ措キ最高率ニ於テ各國共ニ五〇%以上ニ上リ殊ニ英、独ノ如キハ全額累進(米國ハ七〇%ノ高率

デアルが基本控除額が高イカラ一概ニ高率トハ言ヘヌデアルノニ、我國ニ於テ  
 ハ遺産相続ノ最高率デモ超過累進デ四三多ニ止マリ、歐米ニ比  
 シ低イ爲尚増徴ノ餘地ガアルトシ、他ノ一方ニハ社會政策的見  
 地カラ富ノ集中防止ノ手段トシテ強度ノ増徴ヲ主張スル向モア  
 ルガ、我國特有ノ家族制度ヤ貧富ノ低度ノ異ル点等ヲ慎重ニ考  
 慮シ處理ヲ要スベキデアツテ、單ニ数字上ノ比較等ノミニ依リ  
 論断スベキモノデナイト認メル

(ハ) 課税方法

家督相続 遺産相続 相続財産ノ價額、相	日	遺產稅 被相続人ノ死亡ニ因	英	遺產稅 (参考書ニ省略シ) アリ不明	米	相続稅 (参考書ニ省略シ) アリ不明	佛	相続稅 (實質ハ遺產取得稅) 一、申告	獨
---------------------------	---	------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---

續財産ノ價額ニ加算  
 スベキ贈與ノ價額並  
 相続財産ノ價額中ヨ  
 リ控除スベキ公課及  
 債務ノ金額ハ相続開  
 始當時ノ現況ニ依ル  
 相續人ハ相続開始ヲ  
 知リタル日ヨリ遺  
 言執行者又ハ相続財  
 産管理人ハ就職ノ日  
 ヨリ三月以内ニ被相  
 續人又ハ相續人が帝  
 國內ニ住所ヲ有セザ  
 ルトキハ六ヶ月以内  
 ニ相続財産目録並相  
 続財産ノ價額ニ加算  
 セラルベキ贈與ノ價  
 額及相続財産ノ價額  
 中ヨリ控除セラルベ  
 キ金額ノ明細書ヲ政  
 府ニ提出スル責ヲ有  
 ス (第十一條)  
 政府ハ課税價額ヲ決  
 定シ之ヲ納税義務者

リ移轉スル一切ノ財  
 産ハ單一ノ遺産ヲ構  
 成シ此遺産ノ價格ニ  
 累進稅率ヲ適用シテ  
 遺產稅ヲ課ス換言ス  
 レバ綜合課稅ナリ  
 (註) 例外アリ例ハバ死  
 者ノ遺志ニヨラス  
 シテ固定セシメラ  
 レタル財産ヲ除キ  
 財産ノ純價格ガ千  
 磅以下ナルトキハ  
 綜合セズ別個ニ課  
 稅ス  
 更ニ移轉スベキ財  
 産ニシテ被相續人  
 ガ何等利益ヲ有セ  
 ザルモノハ綜合セ  
 ズ例ハバ生命保險  
 金ノ如シ然レド  
 モ被相續人が妻ノ  
 利益ノ爲メ自己ニ  
 保險ヲカケ妻ガ自  
 己ヨリ先ニ死亡シ  
 タルトキハ自己ノ

納税義務アル總テノ  
 財産取得ハ其取得者  
 ニ依リ又目的出捐ニ  
 アリテハ其出捐義務  
 者ヨリ財産歸屬又ハ  
 義務ノ發生ヲ知リタ  
 ル後三ヶ月期間内ニ  
 稅務署ニ申告スルコ  
 トヲ要ス、申告ハ遺  
 産ニ屬スル各物件其  
 他財産取得ノ物件  
 及価額ヲ決定スル  
 ニ必要ナルモノヲ記  
 載スルコトヲ要ス  
 二 第三者ノ義務  
 稅務署ハ職權ニ依リ  
 各種ノ報告ヲ第三者  
 ヨリ受クルコトヲ得  
 三 相続ノ決定  
 (一) 稅務署ハ税額ノ決  
 定ヲ爲シ書面ニ依  
 リ相続ノ決定ヲ爲  
 ス  
 (二) 納税義務者ハ其申  
 告ニ基キ稅務署ノ

<p>二通知ス (第十三條) 納稅義務者政府ノ決定ニ對シ異議アルトキハ通知受領ノ日ヨリ二十日以内ニ申立テ審査ヲ求ムルコトヲ得帝國内ニ住所ヲ有セザル場合ハ三ヶ月以内トス (第十四條) 審査決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得 (第十六條) 相続税ハ一時ニ納付スルヲ原則トス但シ税金百円以上ナルトキハ担保ヲ提供シ七年内ノ延納ヲ求ムルコトヲ得 (第十七條) 審査ヲ求メ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シタル</p>	<p>代理人が保険金ヲ受領スベキコトト爲シ而モ自己が妻ヨリ先ニ死亡スルトキハ生命保険金ヲ他ノ財産ニ綜合シ課税ス 遺産ハ被相続人死亡當時ノ時價ヲ以テ評價ス 不動産ノ價格ハ所得税ノ基礎タル賃貸價格ニ二十五倍ヲ超ユルコトヲ得ス 被相続人ノ死亡ニヨリ財産ノ減價ヲ生ズルトキハ内國稅廳委員ハ財産評價ニ當リ減價部分ヲ控除ス 遺産税ナルヲ以テ被相続人トノ続柄ノ親疎ニ依リ税率ヲ異ニスルコトナシ 遺産取得税 現実ニ遺産ヲ取得シ</p>	<p>決定シタル前拂決定書ノ交付後一ヶ月以内ニ前納スルヲ要シ通常前納額ガ決定額トナルベキモ若シ最終的税額決定書ノ交付アリタルトキハ前納額ト清算シ尚不足額アルトキハ之ヲ完納セシム</p>
---	---	--

<p>場合ト雖モ納稅義務者ハ通知ヲ受ケタル金額ニ依リ納稅ノ義務アリ (第十八條)</p>	<p>タル者ニ對シ其限度ニ於テ課税ス 被相続人ト相続人トノ親等ノ遠近ニ依リ税率ヲ異ニシ親等近キ者ハ税率輕シ</p>		
--	---	--	--

### 立法ノ建前及概評

課税方法ニ付テハ手續上ノ事項デアルカラ格別ノ問題ハ無イガ獨國ニ於テ申告ニ基キ一旦税額ヲ前納セシメタル上更ニ精査ヲ遂ゲ税額ヲ確定シ追徴又ハ還付スルハ一寸度ツタ立法デアル。相続財産ノ調査ハ其多額ナルモノニ對シテハ相當ノ長期間ヲ要スルノガ普通デアルカラ、概算ニヨリ大部分ノ税額ヲ前取りス



ルコトノ為メニ歳入ヲ繰上ゲル効果ハ得ラレヤウガ、更ニ課税  
 價額ヲ精査決定シ過不足額ヲ追徴還付セネバナラヌ手續ノ繁雜  
 ニ比較シテ得失ガ何レニアルカー一寸賛成シ難キ事項デアル

三 贈與税  
 (1) 課税各体

日	(註) 扶國ニハ贈與税ナ ル税目ハ無イ相統 税法ニ於テ親族間 及本分家間ノ贈與 ヲ遺產相統開始ト 看做シ相統税ヲ課 スノデアルが実質 ハ一種ノ贈與税ト 看ラレル 左ノ場合ニ於テ贈與ノ 價額ガ千円以上ナルト	贈與税無シ
米	純贈與額 純贈與額トハ一曆年 内ニ爲シタル贈與總 額ヨリ後述ノ控除ヲ 爲シタルモノヲ云フ 贈與ハ如何ナル形式 ヲ採ルヲ問ハズ又直 接間接ノ區別無ク更 ニ又動産タルト不動 産タルト有体物タル ト無体物タルトヲ問	米
佛	贈與額 登録税ノ管掌ニ屬 シ課税各体ノ内容ハ 参考書ニ省恩シアリ 不明デアアルガ動産不 動産全部ヲ含ムノデ アラウ	佛
獨	註(相統税ニ含ム) 取得者ニ歸屬シタ ル財産總額ヲ取得 財産トシ、目的出 捐ノ場合ハ其義務 範圍ヲ取得財産ト 看做ス	獨

キハ遺產相統開始シタ ルモノト看做シ相統税 ヲ課ス但シ本法施行地 ニ住所ヲ有セザル者ノ 爲シタル贈與ニ付テハ 本法施行地ニ在ル財産 ノミニ限ル 一親族ニ贈與ヲ爲シタ ルトキ 二分家ヲ爲スニ際シ若 ハ分家ヲ爲シタル後 本家ノ主又ハ家族 ガ分家ノ主又ハ家 族ニ贈與ヲ爲シタル トキ (第三三條) 信託ニ因リ委託者ガ他 人ニ信託ノ受益權ヲ有 セシメタルトキハ左ノ 時ニ受益權ヲ贈與シタ ルモノト看做ス 一元本受益權ニ付テハ 受益者が元本ヲ受ケ タルトキ但シ數回ニ 受クルトキハ最初ニ 一部ヲ受ケタルトキ	ハズ
--	----

ニ収益受益権ニ付テハ  
 受益者が収益ヲ受ケ  
 タルトキ但シ數回ニ  
 受クルトキハ最初ニ  
 一部ヲ受ケタルトキ

(第三條ノ二)  
 生命保険契約ノ保険金  
 受取人が契約者以外ノ  
 者タルトキハ保險事故  
 發生ノ時契約者が保險  
 金額相當額ヲ受取人ニ  
 贈與シタルモノト看做  
 ス

但シ保險契約者ノ同  
 一ナル保險契約ニ基  
 キ同一事故ニ因リ同  
 一人ノ受取ル保險金  
 ノ合計額が五千円ヲ  
 超ユル場合ノ超過額  
 ニ限ル

右ノ規定ハ第三條ノ三  
 (課税主体ノ部参照)  
 ニ依リ保險金額ヲ相續  
 財産ト看做ス場合ニハ  
 適用セズ

保險契約者以外ノ者が  
 保險料ノ支拂ヲ爲スモ  
 ノナルトキハ其者ヲ保  
 險契約者ト看做ス

(第三條ノ三  
 一三三項)

郵便年金契約ノ年金受  
 取人が契約者以外ノ者  
 ナルトキハ年金支拂ノ  
 事由發生シタル時ニ於  
 テ契約者が年金價額相  
 當額ヲ受取人ニ贈與シ  
 タルモノト看做ス  
 但シ契約者ノ同一ナル  
 契約ニ基キ同一事由ニ  
 因リ同一人ノ受取ル年  
 金額合計が五千円ヲ超  
 ヲル場合ノ超過額ニ限  
 ル  
 (第三條ノ四)

## 立法ノ建前及概評

贈與ニ對スル課税が相続税ノ遁脱ヲ防止センガ爲メノ補完税トシテ行ハレテ居ルコトハ言フマデモナイが其体様ヤ範圍ニ至リテハ各國一様デハナイ即チ

英國ハ獨立シタル贈與税ハ無ク唯遺產税ノ課税客体トシテ相続開始前三年以内ニ於ケル贈與ヲ相続財産ニ加算シテ課税スルダケデアル

米佛兩國ハ獨立シタル贈與税ヲ設ケ汎ユル贈與ニ課税シテ居ル獨國ハ獨立シタル贈與税ハ無イが相続税ノ課税客体トシテ米佛同様贈與ニ(單獨ニ)課税スル外目的出捐(寄附行爲)ニモ課税シテ居ル

(註) 獨國民法ハ我國ト異リ公益事業ナルト否トニ拘ラズ、寄

附行爲ニ依リテ財團法人ノ設立ヲ認メテ居ル關係カラ課税スルモノト思ハレル

相続財産取得税ヲ本体トスル佛獨兩國ニ於テ、贈與税ヲ相続税ヨリ切り離シ獨立課税スルノハ尤モト思ハレルガ、米國ノ如キ遺產税ニヨリテ遺產ヲ一括課税(超過累進率)スル法制ニ於テ、贈與ニ獨立課税ヲ行フコトハ(超過累進率デハアルガ)相続ノ開始前財産ヲ贈與シ、一括課税ニヨル重キ累進率ノ適用ヲ免レントスル場合ニ之ヲ防止シ得ザル缺點ガアルヤウニ思フ、但シ過曆年ノ贈與ヲ合算シ(受贈者ノ何人ナルヲ問ハズ)超過累進率ヲ適用スルノデアアルガソレデモ前述ノ缺點ハ免レヌダラウ

我國ノ贈與ニ關スル課税方ハ親屬間及本家分家間ノ贈與ニ對シテハ、遺產相続ノ開始ト看做シ其時々課税シ來リ昭和十三年法律第四十七号ヲ以テ、贈與ヲ爲シタル後一年以内ニ贈與者ニ相

続開始シタルトキハ（相続開始前一年以内ノ贈與トシテ）其贈與價額ヲ相続財産ニ加算シテ一括課税ノ主義ヲ採リ、其総税額ヲ相続人ト受贈者トニ按分シテ各自ノ負担税額ヲ定メ、受贈者ノ負担額カラ前ニ遺産相続トシテ課税シタル既納額ヲ控除シテ重複課税ヲ避ケルコトニ改正シタルデアルガ、此点ニ関シテハ前ニ相続税ノ課税客体ノ部ニ於テ概評及意見ヲ述ベテ置イタ

又非親族間ノ贈與ニ付テハ贈與者ニ相続開始シタルトキ、其以前一ケ年以内ニ行ハレタ贈與ノ課税ハ相続財産ニ合算シテ総税額ヲ定メ更ニ之ヲ相続人ト受贈者トニ按分スルコトハ親属間ニ於ケルト同様デアルガ、重キ累進率ノ適用ヲ免レンガ爲メニ他人ニ財産ヲ贈與スルト言フガ如キコトハ殆ンドナイト見テ間違ヒハナカラウカラ、合算課税ノ規定ハ要スマイ此点ハ前ニ述ベタヘ

相続税課税客体ノ部参照）然ラバ非親族間ノ贈與ハ全然非課税ニ置テ

差支ナイカ否ヤト言フ問題デアルガ、受贈者ニ付テ見レバ豫期セザル利得ヲ得タモノデアツテ、強イ担税カアルモノト認めルノガ相當デアルカラ（内縁ノ妻、認知前ノ私生子、妾等モ含ム）獨立課税ヲ行フコトトシ条文ノ改正ヲ行フコトヲ相當ト考ヘル

(四) 控 除

<p>死亡ニ因ル相続開始後一年以内ニ相続人が相続財産ニ付テハ課税セズ但シ自己ノ直系卑族ニ贈與ヲ爲シタルトキハ課税スル (第三章第五)</p>	日
	英
<p>イ基本控除 各贈與一件毎ニ五〇。〇。弗ノ控除ガ認めラル 口慈善的其の他ノ贈與 國其他ノ公共團體、宗教的、慈善的、教育的及科学的目的ノ爲メノ團體、出征軍</p>	米
	佛
	獨

トシテ認 メラル	四〇〇〇 弗	先ツ曆年 (過曆年)	人團體等ニ 對スル贈 與ハ控除 トシテ認 メラル

立法ノ建前及概評

控除ニ関シテハ獨・佛ハ不明(參考書ニ留意シアリ)デアリ、米ニ於テ  
 慈善其他ノ贈與(口号)ヲ控除スルハ納稅義務者が贈與者デア  
 關係カラ除外例ヲ設クル必要ニ因ルノデアラウ、我國ニ於テ相

續開始後一年內ニ相續人が相續財産ニ付テノ贈與ヲ非課稅ニ置  
 クコトトシタノハ、昭和十三年稅法改正ニ因ル新設規定デ、立  
 法ノ理由ハ相續開始後一ケ年程度ノ短期間ニ行ハレタ贈與ハ、  
 相續開始前ニ於ケル被相續人ノ意志ヲ繼承シタ行爲ト認メルノガ  
 穩當ダト云フノ意味デアラウ、立法ノ趣旨ハ結構デアアルガ適用  
 ノ点ニ至ツテ相續財産デアアルカ或ハ相續人固有ノ財産カノ認定  
 ニ付悉フ如キ事實が起リハシナイカト云フ疑ガアル

(ハ) 課稅最低限

千円未満ハ非課稅 千円以上ハ全額課稅	日	英	米	佛	獨
			五〇〇〇弗 基本控除	不 明	一般相續稅ニ同ジ

課税最低限ニ付テ評論スベキコトモ無イガ我國が免稅点以上ハ全額ニ課税スルノ當否ニ付テハ相続税ニ付テ述ベタ通考應ヲ要スル事項デアアル

五。

(二) 納税義務者

受贈者	日	英	米	佛	獨
			贈與者 (個人)	不明	贈與者、目的出捐、場合ハ出資義務者

立法ノ建前及概評

米獨兩國ニ於テ贈與者ヲ以テ納税義務者ト定メテアル理由ハ明

デナイガ、贈與ニ因リ利益ヲ獲得シタル受贈者ハ負担ヲ免レ、却テ担稅力ヲ減少シタル贈與者が納税ノ義務ヲ負担スルコトハ公平デナイト思ハレル、其点我國ノ如ク受贈者(受遺者モ)ヲ納税義務者トスルノガ穩當ト考ヘラレル、但シ目的出捐ノ如キ場合ハ別デアアル

(木) 稅率

日	英	米	佛	獨
相續人が直系卑族ナルトキ 十円以下(最低) 十分ノ二 五十万円(最高) 十分ノ三八。 相續人が配偶者又ハ直系卑族ナルトキ 十円以下(最低) 十分ノ一四		最底一〇、〇〇〇弗下 五分 最高五、〇〇〇、〇〇〇弗ヲ超 五分 ニル分 二十八階級ニ分	比例稅率ニシテ新族嗣係ノ有無、親等及移転ノ法律上ノ性質贈與者ノ子女數ニ依リ異ル 直系卑族ニ對スル贈與 最高 百分ノ三 最低 百分ノ一・五	相続税ノ稅率ニ同

<p>贈與税(最高) 十分ノ四〇〇 相続人ガ其他ノ者ナルトキ 千円以下(最低) 十分ノ二〇 超過累進率 直系尊族ニ対スル贈與 百分ノ二五 配遇者間贈與 最低 百分ノ五五 最高 百分ノ一四 兄弟姉妹間贈與 百分ノ一八及 百分ノ三〇 伯叔父母、甥姪間贈與 百分ノ二四及 百分ノ三六 大伯叔父母及小甥姪間及從兄弟姉妹間贈與 百分ノ三〇及 百分ノ四二 五親等以上ノ親族及非親族間贈與 百分ノ三六及 百分ノ四八</p>	<p>臨時租税増徴法暫定税 率不動産又ハ船舶ノ贈與ニ付登録税(贈與ノ税率ニヨリ)ヲ納付シタルトキハ相続ヲ原因トスル登録税額ヲ超過スル金額ヲ遺産相続税額(贈與税)ヨリ控除ス (第三三條第二項) 親族間ノ贈與及本家分家間ノ贈與ニ付遺産相続トシテ課税スル場合ニハ第三十條規定(前ノ相続額ニ対スル相続税相當額又ハ其半額免除ノ規定)ヲ適用セズ (第三三條第三項)</p>
--	--

概 評

我國ノ税率ハ獨佛等ニ比シ可ナリ輕イガ相続税トノ權衡モアリ多少ハ兎ニ角著シギ引上ハ賛成シ難イ

(八) 課 税 方 法

<p>家督遺産而相続税ニ同シ</p>	日	英	米	佛	獨
			<p>(1) 贈與税ハ當該曆年ノ純贈與ト過曆年(註)ノ純贈與ノ合計額ニ対シ税率ヲ適用シテ得タル税額ヨリ (2) 過曆年ノ純贈與額ニ税率ヲ適用シテ得タル税額ヲ差引キ算出</p>		

課税方法を付テハ特ニ講究スベキ程ノ問題ハナイ

合計	二〇〇,〇〇〇 円
此税額	一九九,五〇〇 円
(四)一九三五年十二月三十一日迄ノ純贈與ニ対スル税額	七二〇 円
(イ)ヨリ(四)ヲ差引	一九九,七八〇 円

ス  
(送)過暦年トハ當該暦年ニ先ツ暦年ヲ去  
フ、一年ノミニ非  
ズ但シ現行ノ贈與  
税ハ一九三二年ヨ  
リ適用

税額算出例  
ハ一九三五年十二月  
三十一日以前ニ一四  
〇,〇〇〇 円ノ贈與ヲ  
爲シ一九三六年中ニ  
一〇〇,〇〇〇 円ノ純  
贈與ヲ爲シタリト仮  
定ス)

(イ)ノ税額  
一九三五年十二月三  
十一日マデノ純贈與  
ハ一四〇,〇〇〇 円ヨ  
リ特別控除四〇,〇〇  
〇 円ヲ差引)

一九三六年中ノ純贈  
與額  
一〇〇,〇〇〇 円



9118



